

(調査様式)

年 月 日

太陽光発電及び蓄電池システムを設置しようとする計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合する旨の報告書

様

太陽光発電及び蓄電池システムを設置するに当たり、標記の規定に適合していること確認しましたので、報告します。

所属

氏名

法規	条項	内容	太陽光 チェック	蓄電池 チェック	
建築基準法	第2章	第20条	構造耐力（太陽光発電システムへの積雪荷重、風圧力及び地震力並びに建築設備に係る技術的基準を除く）	<input type="checkbox"/>	
		第32条	電気設備（太陽光発電システム登録製造者及び蓄電池システム登録製造者が納品する建築設備を除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第3章	第55条	建築物の高さの限度	<input type="checkbox"/>	
		第56条	建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/>	
		第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	<input type="checkbox"/>	
		第61条	防火地域内の建築物（太陽光発電システム登録製造者が納品する建築設備を除く）	<input type="checkbox"/>	
		第62条	準防火地域内の建築物（太陽光発電システム登録製造者が納品する建築設備を除く）	<input type="checkbox"/>	
		第63条	屋根（太陽光発電システム登録製造者が納品する建築設備を除く）	<input type="checkbox"/>	

記

住宅名称

所在地

構造・階数

確認するに当たって使用した図面・計算書については、別紙に記入して添えてください。